

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

長野県東御市は、県東部に位置し、西は上田市、東は小諸市と佐久市に接し、南は立科町、北は群馬県嬬恋村に接している。市域は東西 14.7km、南北 16.5km、総面積 112.3k m²の人口約 3 万人の小さな市である。

標高差のある地勢が特長であり、北部にそびえる 2,000m 級の山々が連なる浅間連峰から、南面傾斜の扇状地が、標高 500m 付近を東西に流れる千曲川まで広がっており、その南部には、標高約 700m の 2 つの台地を擁している。交通網も整備され、都心から 2 時間程度での移動が可能な地域であり、市の中央部に「上信越自動車道」、サービスエリアと併設された「東部湯の丸インターチェンジ」がある他、国道 18 号線等が整備されている。鉄道網は、北陸新幹線に連絡する「しなの鉄道」の駅が市内に 2 つある等、交通条件的に恵まれた地域である。

産業面では、比較的小規模な製造業や農業が主たる産業として発展している。本市は、戦前の繊維産業を基礎として根付いた機械、金属を柱に、現在は輸送や電気、情報等幅広い分野において、個々に技術を確立している製造業が多数存在する。

また、製造業の 1 事業所当たりの従業員数が 26.9 人（2023 年経済構造実態調査）と中小企業が圧倒的に多く、長野県内で見た製造品出荷額では 19 位（12,100,993 万円 2023 年経済構造実態調査）に位置している。近年においては、信州大学繊維学部をはじめ、長野県テクノ財団浅間テクノポリス地域センター等との産学官連携により、新技術開発や成長産業への進出を図っている。

農業にあっては、全国有数の日照時間の長さ、昼夜の寒暖差が大きい内陸性気候と変化に富んだ地形と豊かな土壌を活かした、水稻、果樹、野菜等多品種、多品目栽培が盛んである。巨峰をはじめとするぶどう、シナノクルミなどが特産品となっているほか、地ビール、ワインの生産も行われている。ワインに関しては、市特有のテロワール（気候や風土）が上質なワインを育むことから、個人経営によるブティックワイナリーが市内において増加傾向にあり、平成 27 年度には、近隣 8 市町村による「千曲川ワインバレー（東地区）特区」を取得して、広域的にもワイン振興に取り組んでいる。

また、観光産業としては、市内最高峰の標高 1,800m～2,000m に位置する上信越高原国立高原内の「湯の丸高原」、旧北国街道の面影を残す「重要伝統的建造物群保存地区」である「海野宿（うんのじゅく）」、自然とアートを満喫できる「芸術むら公園」といった 3 大観光スポットに年間約 85 万人の観光客が訪れている背景から、ホテル、旅館、民宿などの宿泊施設が約 20 軒あり、日帰り温泉などの観光施設、飲食店、土産物店など規模は小さいながらも観光に関連した産業も営まれている。

一方で、人口面としては、平成 16 年の合併以降も順調に増加してきたものの、国勢調査による人口推移をみると、平成 17 年の 31,271 人をピークに減少へと転じ、令

和3年には29,271人と推移している。年齢3区分別人口は、年少人口（15歳未満）3,652人（12.4%）、生産年齢人口（15歳から64歳）17,131人（58.5%）、老年人口（65歳以上）9,339人（31.9%）となっている。令和2年3月に本市が策定した「東御市人口ビジョン」における将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所準拠）では、平成27年の30,107人から、令和27年には23,781人へ推移すると推計されている。

（2）目標

当市における人口減少、少子高齢化の進展は、地域活力の低下や税収減による財政状況の悪化、経済や産業、社会保障制度など地域社会全般にわたって大きな影響を及ぼすことが懸念されている。これらの厳しい状況等の課題に対応するため、令和6年度を初年度とする第3次東御市総合計画において、商工業振興、雇用創出、創業支援、特産品の振興、体験型観光の推進などの施策による各種対策を掲げた。具体的には、「商工業の育成とにぎわいの創出」を重点プロジェクトに掲げ、社会経済環境などの変化に対応した新分野へのものづくりを支援し、企業経営が発展し地域産業が活性化する社会を目指すこととしている。

これらを目指すため、当市の先端設備等導入計画の認定数については、東御市商工業振興条例に基づく助成事業の実績を鑑み、年間11件を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

第3次東御市総合計画の重点プロジェクトを着実に推進させるため、当市の先端設備等の導入の促進については、国が定める導入促進指針に沿い、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市では、長野県及び周辺市町村と共に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画（第2期上田地域基本計画）」を策定し、令和5年12月26日に国の同意を受けた。

これらの計画では、ものづくり産業等への支援を目的の一つとしており、目標を達成するため、当市の本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

第3次東御市総合計画及び第2期上田地域基本計画では、当市行政区域全てを対象としていることから、本計画の対象区域についても、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、従来からの幅広い分野の業種が市内に存在していることから、本計画の対象業種・事業については、全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。